



BNY MELLON

金融 ADR 制度に於ける顧客苦情・紛争処理方針

バンクオブニューヨークメロン証券株式会社は、顧客苦情・紛争に関し、投資者並びに金融サービス利用者保護の充実に資する観点で、迅速で透明性のある解決を目指して参ります。当方針は投資者並びに金融サービス利用者からの苦情・紛争における基本的な理念や具体的な対応方針です。

投資者並びに金融サービス利用者から苦情・紛争の申出があった場合、当社の苦情・紛争窓口担当者が対応させて頂き、その解決に向け最大限努力致します。

当社に於ける苦情・紛争解決策について許諾頂けない場合、以下の相談・紛争解決センターをご紹介します、公正中立な立場で、透明性の高い解決を目指して参ります。

—証券・金融商品あっせん相談センター(金融商品に関するご意見・苦情を受付ける特定非営利活動法人で、ご意見・苦情を受付けます)

住所; 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1-13第三証券会館

電話:0120-64-5005 または FAX 03-3669-9833